官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　一
○国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五三）　一〇

〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（厚生労働三八九）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三九〇）　一五
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同三九一）　一七

〔その他告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一七一〇）　四〇

〔官庁報告〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく意見陳述の通知の件（公安審査委員会告示配五）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇九

省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十二日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域経済牽引事業計画の承認の申請）	（地域経済牽引事業計画の承認の申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第十三条第三項第四号に掲げる事項を記載する場合には、地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法	（新設）